

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画の位置づけ

「多摩市女と男がともに生きる行動計画」は、平成 23（2011）年～令和 2（2020）年の計画期間のうち、平成 28（2016）年から進める後期期間の計画として位置づけます。

また、本計画は、平成 26 年 1 月 1 日から施行された「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」（平成 25 年 9 月 30 日条例第 38 号）第 9 条で規定する行動計画として位置づけます。なお、本報告書は、同条例第 10 条で規定する年次報告として位置づけ、これを公表するものです。

(2) 計画の基本理念

日本国憲法は、基本的人権の尊重を基本理念とし、男女差別をはじめとする一切の差別を禁止するとともに、すべての国民の法の下での平等と個人としての尊厳を、侵すことのできない永久の権利として保障しています。この理念は、世界人権宣言（1948年）や女性差別撤廃条約などにも共通する理念です。

一方、「男性は仕事、女性は家庭」といった、固定的な性別役割分担意識は、人々の意識や社会の仕組みに深く浸透して、家庭や学校、職場、地域社会など様々な場における女性の経済的自立や参画、また、男性の生活的な自立を妨げてきました。

本計画は、こうした固定的な性別役割分担意識の解消をめざし、「男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会の実現」を基本理念に、様々な取組みを推進します。

(3) 計画の重点課題

本計画の中間見直しにあたり、「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査」を実施し、市民と学識者で構成する「多摩市男女平等参画推進審議会」で検討を進めました。また、DV防止法の改正、女性活躍推進法の制定などがあり、調査からも、変容しつつある家族構成や

意識の変化が見られました。

このような状況に迅速に対応するため、本計画期間の後期5年において重点的に取り組むべき課題を以下の3点と位置づけて推進します。

◆ワーク・ライフ・バランスの推進と女性の就職・再就職支援

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を基底とした社会構造や意識が、女性だけではなく男性にとっても大きな負荷になっていること等を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスを基準に、就労に際して女性を取り巻く様々な課題の解決に向けた取組みを推進します。

◆多摩市女と男の平等参画を推進する条例の周知と活用

平成26年に施行された同条例の特徴でもある、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくり、人の恋愛感情等がいずれの性別に向かうかの指向（性的指向）や自分がどの性別であるかの認識（性自認）による差別の禁止、苦情処理制度の周知を積極的に図り条例を活用した計画の実現に取り組めます。

◆女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力（DV、デートDV、性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント等）が重大な人権侵害であることが認知され顕在化してきました。こうした状況等を踏まえ、本計画は、DV防止法に基づく市の基本計画を含めた計画と位置づけて取組みを推進します。

(4) 計画の基本目標

本計画は次の6つの基本目標を掲げ、推進します。

基本目標1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

政策や方針を決定する場に男女がバランスよく参画していることが、男女平等・男女共同参画社会を実現するための必須要件であることから、本計画の最も重要な目標として市政運営や地域活動における方針決定過程への男女共同参画を推進します。

基本目標2 男女平等・男女共同参画意識の啓発と教育・学習

「男だから、女だから」「男性は仕事、女性は家庭」といった、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、市民一人ひとり、また、次世代を担う子どもたちに広げていきます。

基本目標3 女性の人権尊重と人権擁護のしくみづくり

性の違いによらない人権の尊重、また、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組みを推進します。

基本目標4 女と男がともに働きやすく生活しやすい環境づくり

10年後、20年後の社会や地域を展望すると「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が重要なキーワードになると考えられます。男女ともに働きやすく生活しやすい活力ある社会や地域の形成に向け、企業への働きかけ等も含めて推進します。

基本目標5 特に困難な状況にある人々への支援

仕事の中断や非正規雇用等の背景から特に母子世帯や高齢単身女性の貧困問題が深刻化しています。一方、男性の場合、高齢化等に伴い男性自身が家事や介護問題に直面し孤立するなど社会問題化しています。国や東京都とも連携を図りながら、こうした性別役割分担意識に起因して特に困難な状況にある人々への支援を図ります。

基本目標6 男女平等・男女共同参画の実現に向けた総合的な推進

本計画が実効性のあるものになるよう、成果測定指標や目標管理事業を定めて進行管理を行いながら推進します。また、市行政はもとより、市民および関係機関等との協働、連携を促進し、市全体で総合的に取組みを推進します。

(5) 施策、事業の目標管理

○成果測定指標

計画の課題ごとに、計画期間の中間年度（平成27年度）と最終年度（令和2年度）における成果測定のめやすとなる「成果測定指標」を定めて取組みを推進します。

○目標管理事業

特に力を入れて取り組む事業や推進状況の目安となる事業を「目標管理事業」と位置づけ、令和2年度までの目標管理を行いながら推進します。